

日本政策投資銀行の株式会社化に伴う税制改正要望について

平成 18 年 11 月 7 日

財 務 省

〔新会社設立時〕

日本政策投資銀行の完全民営化に向けた新会社の設立において、新会社の登記等に対する登録免許税の取扱いや新会社への現物出資に対する税制上の取扱いについて、他の民営化機関の例を踏まえ、円滑な移行が図られるための所要の措置等を講じるとともに、新会社が承継する不動産や自動車の取得に対して不動産取得税や自動車取得税を非課税とする。

〔移行期間中〕

新会社の移行期間中において、利子所得等について既存の一般民間金融機関同様の取扱い等とするとともに、既存の利用者への新たな負担や新会社への過度の負担が発生しないよう中小企業者等から受ける抵当権設定登記等に対する登録免許税の非課税措置や事業税（資本割）に対して、一定の期間、特例措置を講じる。